

## 奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営事業者選定公募型プロポーザル募集

### 質問書への回答について

一般財団法人奈良市総合財団  
奈良市ならまちセンター

#### <全体について>

- ・ならまちセンターのホールは年間どのくらいの利用があるのか。直近1年間の稼働日数を教えてほしい。

回答：2024年度ならまちセンター市民ホールの使用日数：92日

(但し、4月～5月は工事のため、休館)

- ・共同提案で申し込みをする場合は、全体の内容を記入するのではなく、それぞれがどの部分を担当するのかを細かく分け、提出するのか。

回答：どなたが記入されても、提案内容が的確に示されているものであれば差し支えございません。

- ・芝生の部分はどこまでが使用可能か。テーブルのあるところは飲食可能か。イベントで使う場合の申請や金額などのルールを教えてほしい。

回答：芝生部分は、飲食等スペースの範囲外となります。

- ・情報スペースやキッズスペースにて、有料で貸し出すことは可能か。たとえば、

①キッズスペースの壁面を1か月1万円程度でアーティストに貸し出して作品を展示することは可能か。(アーティストに壁面をレンタル)

②コワーキングスペースとして使用することは可能か。

③日替わりシェフの様なギャラリー展示と連携した企画で外部のシェフに料理を提供してもらうことは可能か。(キッチンをシェフにレンタル)

回答：①②スペースの一部を有料で貸し出すことはできません。仕様書「2. 事業概要」にある業務内容に沿った形での運営をお願いします。

③ギャラリー展示と連携した飲食提供については可能ですが、食品衛生法等の関連法規の順守が必要です。

<情報スペースについて>

- ・情報スペースで、他主催での開催予定のイベントスケジュールを教えてください。
- ・年7事業(7ヶ月)以上、情報スペースでの事業を実施した場合、上限10万円（税込み）の事業運営委託費は発生しますか？（何事業まで認められるか、についてもご教示ください）

回答：来年度の予定につきましては現在未定のため、運営事業者が決定次第、改めてご相談させていただきます。

- ・情報スペースの事業運営委託費の清算方法をご教示ください（運営者が何を提出し、どのように清算されるか）。

回答：運営事業者は、催事に係る業務請書および見積書を作成のうえ、財団へ提出してください。

また、情報スペースでの催事終了後には、催事中の参加者数や写真を添付した報告書を、請求書と併せて財団へ提出するものとします。

財団は、これらの提出書類を確認のうえ、運営事業者に対して支払いを行います。

- ・「カフェ運営側が企画するもの」「ならまちセンターで今までやっていた企画」それ以外に審査をきちんととして有料でアーティストと一緒に展覧会を作り上げるような企画は可能でしょうか。

回答：可能です。（ただし予算内でできる範囲となります。）

- ・情報スペースでイベントを主催する場合、入場料やワークショップの参加費を取ることは可能ですか
- ・展示事業について、カフェ運営者側で主催して展示をする場合は、主催しているカフェ運営者が、事業運営委託料を請求することはできますか。

回答：可能です。

<飲食スペースについて>

- ・年間のカフェ利用者数を教えてください。

回答：飲食スペースでの人数は把握していませんので代わりに情報スペース（ギャラリー）の人数をお知らせします。

2024年度 48,617人（但し、4月～6月は工事のため休館）

- ・壁の色を塗り替える、移動式のパーテーション（壁）を設置する、棚の辺りにカーテンやカバーをつけるなど、現状復帰を原則とした上で、どこまでの空間デザインの変更は可能ですか。また、テーブルや椅子は他の物を使うことは可能ですか。
- ・壁面の塗装は可能でしょうか？（常識を逸脱しない、落ち着いたトーンを想定）
- ・壁を塗装した場合の原状回復の範囲を教えてください。

回答：内装の変更については、その内容や方法について、事前に財団および市との協議が必要となります。

また、契約期間終了時には現状回復が求められます。

なお、変更および現状回復に伴う経費は、運営事業者の負担とします。

- ・キッズスペースで飲食しながら、プロジェクターなどで映像を流したり、トークイベントを開催することは可能か。

回答：可能です。

<備品について>

- ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められている飲食店で使用される厨房機器は法定耐用年数が6~8年となっています。現在あるキッチンの機器は資産価値ゼロということなので、修理して使うというよりは新しく購入する可能性が高いです。故障した場合、「修連絡先理して使用すること」が必須なのでしょうか。
- ・また、新しく備品を買う際（減価償却が終わった分）には市から購入、または、補助金など受けられるのでしょうか。
- ・施設の契約期間中、使用中に壊れたものの撤去は誰が行うことになりますか？  
(厨房設備、店内什器など)
- ・施設の契約期間中、使用中に壊れた備品の入れ替え（撤去と新規購入）の費用は誰が負担することになりますか？
- ・施設の契約期間中、使用中に壊れた備品を撤去する場合、その撤去方法（どの業者に、どのような方法で撤去してもらい、その備品をどのように処理するか）は誰が決定しますか？
- ・施設の契約期間中、使用中に備品が壊れた場合、退去時に原状回復（新たに備品を購入し、残置する）の対象になりますか？
- ・施設の契約期間中は一度も使用せずに（経年劣化等の理由で）退去時に壊れて使用不可になった設備は、原状回復の対象になりますか？
- ・施設の契約期間中、一度も使用せずに（経年劣化等の理由で）壊れていることが確認できた備品の撤去費用は誰が負担することになりますか？

回答：既存の厨房機器等の備品や設備を廃棄する場合は、財団および市との協議を行ったうえで、運営事業者の負担により廃棄を行ってください。

また、新たな備品や設備の購入についても運営事業者の負担となります。

なお、市からの補助はありません。

<運営>

- ・カフェスペースでの物販（事業としてのメインは飲食ですが、全体コンセプトに基づく物品の販売を行う）は可能ですか？

回答：可能です。

以上をもちまして質問書への回答といたします。

なお、本回答は一般財団法人奈良市総合財団および奈良市において協議のうえ作成したものです。